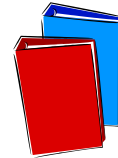


【横浜市障害者ガイドボランティア事業】

横浜市障害者ガイド ボランティア事業の手引き (通学時の集団見守り用)



★通学時集団見守りのガイドボランティアは、必ずこの手引き及び【横浜市障害者ガイドボランティア事業の手引き（支援対象者・ボランティア用）】をよく読み、活動方法等を理解した上で、適正に活動してください。



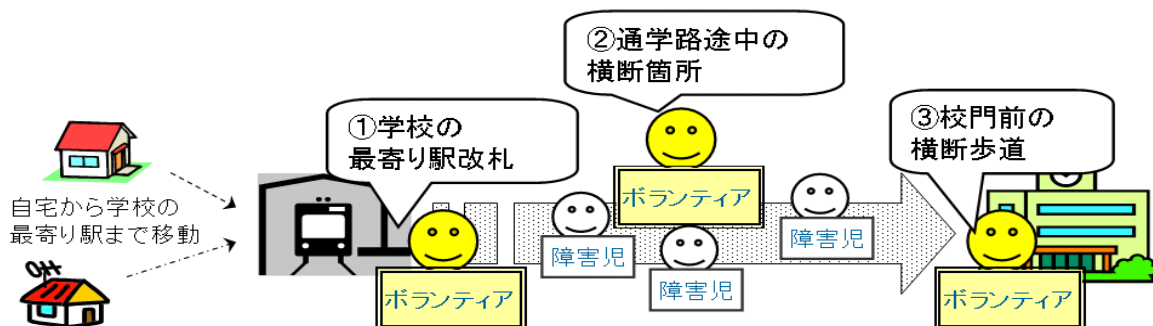
通学時の集団見守りとは・・・

特別支援学校に自力通学する児童・生徒が、安全に学校まで行き来できるよう、登下校の時間帯に、通学路の要所となっている場所（駅改札口、学校近隣のバス停や交通量の多い交差点など）で「見守りボランティア」として、案内・誘導・見守りなどを行う活動です。

1対1の付添いではなく、その学校に通う児童・生徒全体を見守っていただきます。

※ 「通学」「通所」「一般」「余暇」の活動とは報告様式等が異なります。

※ この集団見守り活動を行っていただける方は、事務取扱団体のうち、横浜移動サービス協議会（下記参照）へのボランティア登録が必要です。



お問合せ先

事務取扱団体：横浜移動サービス協議会

【電話】 045-212-2863

【FAX】 045-212-2864

所管課：横浜市健康福祉局障害自立支援課

【電話】 045-671-2401

【FAX】 045-671-3566

ガイドボランティア登録

●ガイドボランティア登録の要件

- ・18歳以上の方
- ・障害者福祉に理解及び熱意がある方
- ・障害者のガイドを適切に行う知識と能力を有する方
- ・ガイドボランティア事業の制度を理解し、必要な研修受講や報告等が行える方
- ・法令等を遵守し、適正な活動を実施することができる方

●ガイドボランティア登録に必要なもの

- ① 登録申請書（事務取扱団体が定めたものを使用）
- ② 奨励金振込先の口座番号・口座名義人が確認できるもの（通帳のコピーなど）

※ガイドボランティア登録申請時に、通学时集団見守り型での活動を希望する旨ご記入ください（希望の有無を記載する欄があります）。

※通学时集団見守り型で登録できるのは、各学校につき最大15人までとなります。

●ガイドボランティア登録の期間

登録日から当年度末（3月31日）まで（毎年度、登録更新手続きが必要です）。

ボランティア用		ボランティア番号(事務局記入欄)	
_____年度		障害者ガイドボランティア登録申請書	
事務取扱団体 横浜移動サービス協議会			
ふりがな	生年月日(年齢)	性別	
氏名	年 月 日	男・女	
住 所	※集合住宅は名称・部屋番号必須		
最寄駅	線	駅(→バス停)	所要時間 分
電 話	()	携帯電話	()
F A X	()	/無	E-mail
通学時の集団見守り支援への登録(どちらかに○→)	する ・ しない	※する場合は登録する学校名	学校
通学時集団見守り用名簿№		学校の所在地	〒 _____

ガイドボランティア登録～活動開始まで

- ① ガイドボランティア希望者は、通学时集団見守り型での活動希望を事務取扱団体（横浜移動サービス協議会）に申請します。
- ② 希望する学校のボランティア登録者数が15人に満たない場合、事務取扱団体（横浜移動サービス協議会）から学校にガイドボランティア希望者の連絡先を伝えますので、学校から直接ガイドボランティア希望者にご連絡します。
※希望する学校のボランティア数が15人に達している場合は、その学校での活動はできません。
- ③ ガイドボランティア希望者は、学校の担当者及び【ガイドボランティア連絡員】と、活動可能日時や配置場所等について相談し、内容を相互によくご確認ください。
- ④ 各学校の【ガイドボランティア連絡員】が保管しているガイドボランティア名簿（集団見守り用）に名前や連絡先を記載し、登録完了となります。

ガイドボランティア活動～奨励金支払まで

- ① 事前に調整した活動日に学校へ集合し、その日に活動する他のガイドボランティアと共に見守り配置場所を確認したうえで、それぞれの配置場所で見守りを行います。
※登校または下校の1回につき、1校最大4人までとなります。
※活動時は、『ガイドボランティア集団見守り用ベスト』を着用してください。
- ② 活動が終了したら、学校に保管されている実施報告書(通学時集団見守り)にボランティアの名簿No.及び名前を記入してください。
- ③ その日に活動したガイドボランティア全員の記入が完了したら、学校担当者に、実施報告書(通学時集団見守り)の確認欄へ記名してもらいます。
- ④ ひと月が終了したら、【ガイドボランティア連絡員】は学校から実施報告書(通学時集団見守り)を回収し、翌月10日までに事務取扱団体(横浜移動サービス協議会)に郵送又は持参します(送付等にかかる費用は連絡員が負担)。
※必ず毎月、期限までに遅れず提出してください。円滑な事務処理のため、ご協力をお願いします。
- ④ 事務取扱団体及び横浜市担当課で、活動確認欄の実施内容等を確認・審査します(必要に応じてガイドボランティアに直接、実態確認を行います)。
- ⑤ 事務取扱団体は、活動確認欄の報告に基づいて、ガイドボランティアに奨励金を支払います(指定金融機関の本人名義の口座へ振込)。

ガイドボランティアへの奨励金

◇ 通学時集団見守り 《一律1回：1,000円》

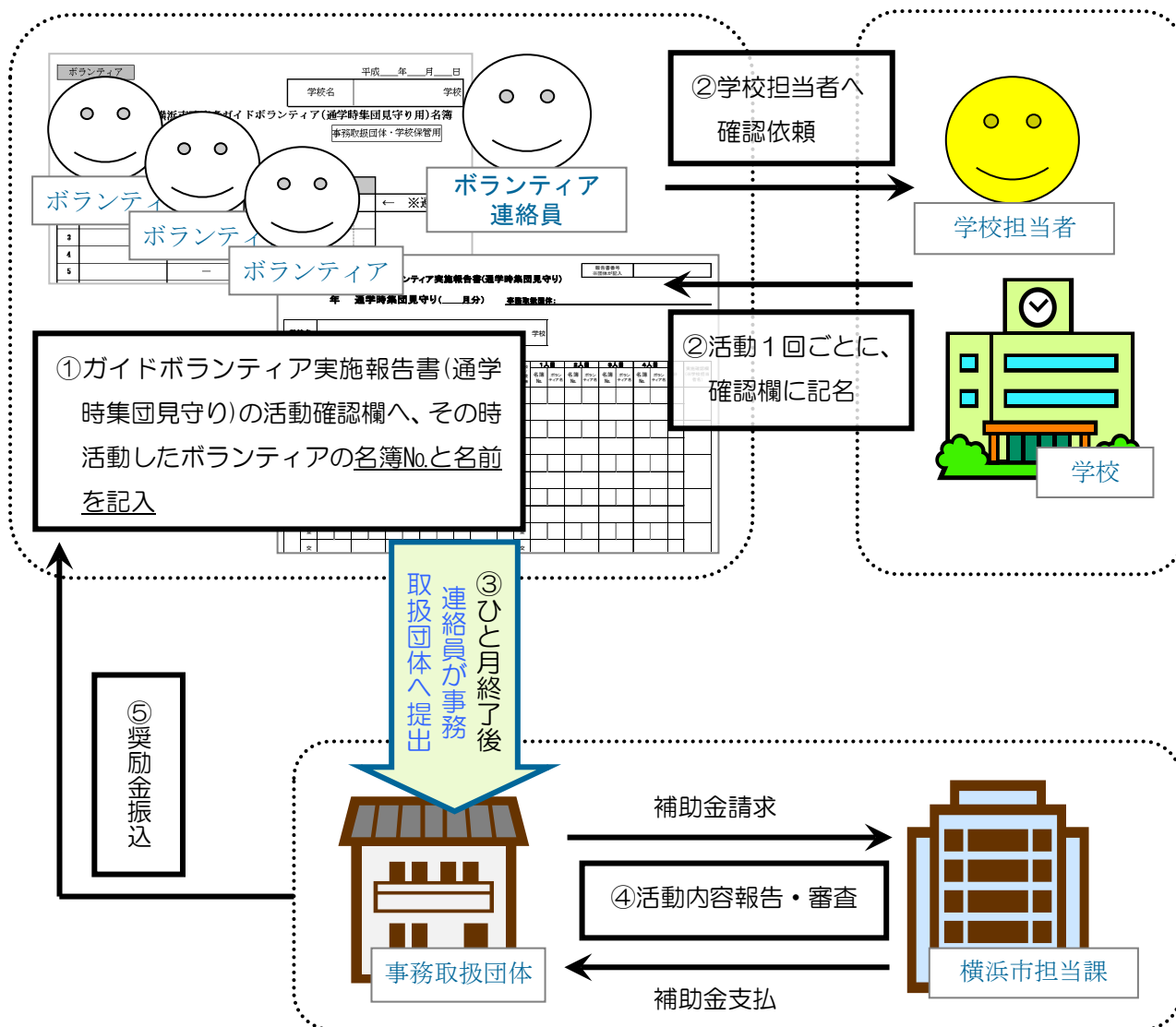
登校時・下校時それぞれを1回とします。

ただし、ボランティアの自宅から活動開始場所又は活動終了場所からボランティアの自宅までの間に交通費が発生する場合は、1回1,500円となります。

◇ 連絡員加算(各学校に一人) 《各学校につき年間8,000円》

ガイドボランティア連絡員の方には、ガイドボランティア同士や学校・事務取扱団体との連絡調整役を担っていただきますので、通常の登校時・下校時の奨励金に加え、四半期ごとに2,000円の連絡員加算をお支払いします(詳細はP.4を参照)。

【活動～奨励金支払までのイメージ】



必ずお読み下さい

- ★あらかじめ決めていた日時に活動ができなくなった場合は、すみやかに見守りを行う学校の【ガイドボランティヤ連絡員】へ連絡して下さい。
- ★見守り中に、児童・生徒に事故等があった場合は、ただちに見守りを行う学校へ連絡してください。
- ★架空報告などの不正があった場合は、支払済の奨励金を返還していただきます。

ガイドボランティア連絡員の役割 ※各学校につき1人登録

- 見守りを行う学校に登録している他のガイドボランティアとの連絡調整を行い、各ガイドボランティアの見守り日時等を把握した上で、「横浜市障害者ガイドボランティア(通学時集団見守り用)名簿※下記参照」を作成し、学校担当者・横浜移動サービス協議会へ報告してください。
- 日程に変更があったり、当日ガイドボランティアに欠員が出たりした場合に、他のガイドボランティアで代わりに活動できる方を探すなどの調整をしてください(あくまでボランティアなので、活動の強制はできません)。
- ひと月が終了したら、**実施報告書(通学時集団見守り)**を学校から回収し、**翌月10日まで**に横浜移動サービス協議会に郵送又は持参してください(送付等にかかる費用は連絡員がご負担ください)。

【横浜市障害者ガイドボランティア(通学時集団見守り用)名簿】

別紙4(第5条第3項)標準様式

ボランティア _____年__月__日

____年度 横浜市障害者ガイドボランティア(集団見守り用)名簿

事務取扱団体・学校保管用

名簿№	登録者氏名	電話番号	ボランティア番号(6桁)	
1		—		← ※連絡員
2		—		
3		—		
4		—		
5		—		
6		—		
7		—		
8		—		
9		—		
10		—		
11		—		
12		—		
13		—		
14		—		
15		—		
		—		
		—		

※登録は1校あたり最大16名までとなります。
 ※登校時・下校時それぞれ1校あたり同時に活動できる人数は最大4人までとなります。
 ※連絡員は1校につき一人となります。
 ※登録者に追加等、名簿の内容に変更があった場合には、速やかに事務取扱団体が名簿を更新し、控えを学校へ提出するようにして下さい。

《週間活動予定》

曜日	月	火	水	木	金	備考欄
登校時 (6時～→)						
下校時 (6時～→)						

学校担当者確認欄

※記入後、学校担当者が確認欄に記名の上、控えを学校側で保管し、原本を事務取扱団体へ提出して下さい。

途中で新しく加わったボランティアや、活動できなくなって登録をとりやめたボランティアがいたら、その都度この名簿を更新し、学校及び事務取扱団体(横浜移動サービス協議会)に提出してください。

他のガイドボランティアや学校・事務取扱団体との連絡調整、実施報告書の郵送代等の通信費として、ガイドボランティア連絡員の方には、四半期ごとに2,000円の「連絡員加算」をお支払いします。